

# 研究者倫理に関する指針

(平成 28 年 7 月 5 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 19 年 3 月 5 日  
教授会制定

(目的)

前文 大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）は、少子高齢社会に対応できる高度な知識、技術の教育・研究および、豊かな人間性をもち、コ・メディカルとして広く保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成することを目指している。そのため、(知の創造の場として研究を行う)本学には、学術研究の重要性と学問の自由を踏まえ、医療技術等の研究が社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚した高い研究倫理が求められている。本指針は、本学の健全な学術研究環境の確保と学術研究の信頼性と公正性を高めることを目的とし、本学に所属する教職員、学生など研究に携わるすべての者が守るべき倫理指針を示すと共に、研究上の不正行為への本学の対応を定めるものである。

(研究者倫理の定義)

- 第 1 条 ここでいう「研究」には、研究計画の申請、実施、成果の発表、成果の審査に関わるすべての行為と結果を含む。
- 2 研究者倫理とは、第 2 条から第 9 条に示すような、研究に関わる捏造、改ざん、盗用など社会規範から著しく逸脱した行為を防止し、研究に関して社会的模範となるような行動の規範をさす。

(研究費や研究プロジェクトの公正な申請と適正な経費執行)

- 第 2 条 論文数や論文内容のごまかしや投稿中の論文を業績に組み入れるなど、申請書類に記載する業績に偽造や捏造を加えてはならない。
- 2 研究の実態とは離れた誇大な成果を掲げて、審査員を虚偽やレトリックで欺く研究計画を申請してはならない。
- 3 科学研究費補助金などの研究費は、「補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律」、「科学研究費補助金取扱規程」などの関連する諸規程を遵守し、申請した研究計画から逸脱した目的に流用してはならない。
- 4 研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保する

よう適切に対応しなければならない。また、研究計画書に記載された利益相反に関する状況を、インフォームド・コンセントを受ける手続きにおいて研究対象者等に説明しなければならない。

#### (教育・研修)

第 2 条の 2 研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

#### (実験の安全管理)

第 3 条 実験で、機器、装置、薬品等を用いるときには、関係する法令および学内規程を遵守する。十分な知識を持って自らの健康と安全を確保すると共に、指導的な立場にあってはその教育にも留意しなければならない。

2 実験の過程で生じた廃液、使用済み薬品や材料等は、学内規程を遵守し、自然環境に害を与えないように処理しなければならない。

3 動物実験、遺伝子組み換え実験等に関しては、関連する法令と学内規程を遵守して行わねばならない。

#### (モニタリング及び監査)

第 3 条の 2 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならない、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、学長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。

#### (情報・データの適正な取り扱い)

第 4 条 研究のために収集した資料、情報、データ等の保存に関しては、紛失、遺漏、改ざん等を防ぐ適切な管理と処置を講じなければならない。

2 研究成果の発表の基礎とした資料、情報、データ等は、適切な期間保存しなければならない。

3 人間に関わる行動や心身に関わる個人の情報やデータ等の提供を受けて研究を行う場合には、ヘルシンキ宣言に基づき、インフォームド・コンセントの手続きをとり、提供者に対してその目的と方法をわかり易

く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 4 研究のために収集した個人情報やデータは、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように十分に配慮して適切に取り扱わねばならない。
- 5 研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長及び研究責任者に報告しなければならない。

(受託研究等の適正な執行)

第 5 条 受託研究、共同研究は委託者、共同研究の相手との利害関係が相反する事態の発生を回避する努力をする。

- 2 受託者、共同研究者として知りえた職務上の秘密について守秘義務を負う。

(研究成果発表の倫理の遵守)

第 6 条 発表に際しては、存在しないデータを作成する捏造、データを都合よく加工・変造する改ざん、他者の研究成果やデータを適切な引用なしで使用する盗用を行ってはならない。

- 2 先行研究を精査して、当該研究に寄与した先行研究は適切に引用しなければならない。
- 3 同一の研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿してはならない。
- 4 論文の共著者は、その研究に寄与した者とし、結果に対して責任と説明義務を共有する。
- 5 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の利用にあたっては明確な同意を得なければならない。
- 6 マスコミ等に研究成果を発表する際には、明確な研究成果に基づいて、適切な手続きを踏まえて行わなければならない。
- 7 研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、速やかに研究責任者に報告しなければならない。
- 8 研究の実施の適正性若しくは研究成果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、速やかに学長又は研究責任者に報告しなければならない。

(公正な審査)

第 7 条 学内外の助成金，研究補助金の審査や，学会や研究誌の審査・査読にあたる者は，評価を受ける者に予断をもつことなく，評価基準と審査綱領等にしたがって，公正で公平な審査を行わなくてはならない。

2 他者の業績評価や審査によって知り得た情報を不正に利用してはならず，情報を洩らしてはならない。

附 則

この指針は平成 19 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この指針は平成 28 年 7 月 5 日から施行する。